

防衛監察本部達第6号

自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）第13条の規定並びに自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）第19条の規定に基づき、防衛監察本部に勤務する職員の勤務時間及び休暇に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

防衛監察監 櫻井 正史

防衛監察本部に勤務する職員の勤務時間及び休暇に関する達

改正 平成21年3月31日防衛監察本部達第2号

改正 平成28年6月6日防衛監察本部達第3号

改正 令和2年12月25日防衛監察本部達第3号

最終改正 令和5年4月6日防衛監察本部達第3号

（目的）

第1条 この達は、防衛監察本部に勤務する職員の勤務時間について、必要な事項を定めるものとする。

（自衛官以外の職員の勤務時間の指定等）

第2条 防衛監察本部に勤務する自衛官以外の職員のうち

ち、次項の規定により防衛監察監（以下「監察監」という。）の確認を受けた者以外の者を、勤務時間の割振りを次の表に掲げるとおりとする職員に指定する。

| 勤 務 時 間 |
|-----------------------------|
| 0 9 3 0 ~ 1 8 1 5 |
| ただし 1 2 0 0 ~ 1 3 0 0 は休憩時間 |

2 課長等（総務課長及び統括監察官をいう。以下同じ。

）は、所掌事務の遂行上、勤務時間の割振りを自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛省訓令第43号。以下「事務官等訓令」という。）第2条第3項に規定するとおりとすべきと認められる自衛官以外の職員について、別記様式により監察監に報告し、その確認を受けるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、自衛官以外の職員が、事務官等訓令第2条第6項又は第7項に規定する早出遅出勤務（早出遅出勤務等の運用について（人1第6311号。18.6.30。第3条第4項において「局長通知」という。）第2第1項各号に定める勤務時間の割振りによる。）について監察監の承認を得た場合には、承認された勤務時間の割振りによるものとする。

る。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、育児短時間勤務隊員（自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。）第44条第1項に規定する「育児短時間勤務隊員」をいう。）に係る勤務時間等（1週間当たりの勤務時間、休養日（日曜日及び土曜日を除く。）及び勤務時間の割振りをいう。以下同じ。）は、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第27条第1項において準用する同法第12条第3項の規定により承認された内容によるものとする。

5 定年前再任用短時間勤務隊員等（規則第23条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務隊員等をいう。）に係る勤務時間等は、必要に応じ、別に指定するものとする。

（自衛官の日課の指定等）

第3条 防衛監察本部に勤務する自衛官のうち、次項の規定により監察監の確認を受けた者以外の者を、日課を次の表に掲げるとおりとする職員に指定する。

| 日 課 | |
|------|-------------------|
| 課業開始 | 0 9 3 0 |
| 課業終了 | 1 2 0 0 |
| 休憩時間 | 1 2 0 0 ~ 1 3 0 0 |
| 課業開始 | 1 3 0 0 |
| 課業終了 | 1 8 1 5 |

- 2 課長等は、所掌事務の遂行上、日課を自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号。以下「自衛官訓令」という。）第5条第1項に規定するとおりとすべきと認められる自衛官について、別記様式により監察監に報告し、その確認を受けるものとする。
- 3 自衛官訓令第5条第4項に規定する特別の事情により前2項により難しい場合の日課は、必要に応じ、別に定める。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、自衛官が、自衛官訓令第9条第1項又は第2項に規定する早出遅出勤務（局長通知第2第1項各号に定める特別の日課による。）について監察監の承認を得た場合には、承認された日課によるものとする。

(フレックスタイム制適用職員の勤務時間等)

第4条 前2条の規定にかかわらず、規則第44条第5項若しくは第6項又は自衛官訓令第9条第3項若しくは第7項の規定の適用を受ける職員（この条において「フレックスタイム制適用職員」という。）が事務官等訓令第2条第8項若しくは第14項又は自衛官訓令第9条第4項若しくは第9項に規定する基準に適合する勤務時間の割振り又は日課を申告し、監察監の承認を得た場合には、承認された勤務時間の割振り又は日課によるものとする。

2 事務官等訓令第2条第8項第2号中「官房長等が部局、機関又は部隊等ごとにあらかじめ定める連続する2時間」及び自衛官訓令第9条第4項第2号中「部隊等の長及び官房長等が部隊等ごとにあらかじめ定める連続する2時間」は、午後1時30分から午後3時30分までとする。

3 事務官等訓令第2条第14項第3号中「官房長等が部局、機関又は部隊等ごとにあらかじめ定める2時間」及び自衛官訓令第9条第9項第3号中「部隊等の長及び官房長等が部隊等ごとにあらかじめ定める2時間

」は、午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分までとする。

- 4 第 1 項の申告は、連続する正規の勤務時間が 4 時間 3 0 分を超える前に休憩時間を置き、かつ、午後 1 0 時以前に終業するものでなければならない。ただし、監察監が隊務の運営並びに隊員の健康及び福祉を考慮して支障がないと認める場合には、連続する正規の勤務時間が 6 時間 3 0 分を超える前までに休憩時間を置く勤務時間の割振り又は日課を申告することができる。

(休暇承認権者)

- 第 5 条 休暇は、次の表の左欄に掲げる者について、それぞれ右欄に掲げる者が承認するものとする。

| | |
|------------------------------|-------|
| 副監察監、総務課長、統括監察官 及び監察官 | 防衛監察監 |
| 総務課（企画室を除く。）に所属 する者及び企画室長 | 総務課長 |
| 企画室に所属する者 | 企画室長 |
| 統括監察官に所属する者 | 統括監察官 |

(委任規定)

- 第 6 条 この達の実施に関し必要な事項は、総務課長が定める。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 （平成21年3月31日防衛監察本部達第2号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 （平成28年6月6日防衛監察本部達第3号）

この達は、平成28年6月6日から施行する。

附 則 （令和2年12月25日防衛監察本部達第5号）

この達は、令和2年12月25日から施行する。

附 則 （令和5年4月6日防衛監察本部達第3号）

この達は、令和5年4月6日から施行する。

別記様式

防衛監察監 殿

発簡者名

防衛監察本部に勤務する職員の勤務時間及び休暇に関する達第2条第2項及び第3条第2項の規定による職員の勤務時間の変更について（報告）

標記について、次のとおり報告する。

| 官職又は階級 | 氏名 | 理由等 |
|--------|----|-----|
| | | |

上記のとおり確認する。

年 月 日

防衛監察監